

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示
○民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件の一部を改正する件

告 示

福島県告示第三百九十七号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件（昭和四十一年福島県告示第五百七十号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表須賀川市の部第三方面民生委員協議会の区域の項中「岩淵」を「岩淵」に改め、同部第八方面民生委員協議会の区域の項中「滝字八升蒔六十八番地の四、滝字八升蒔六十八番地の七」を「滝字八升蒔六十八番地四、滝字八升蒔六十八番地七」に、「滝字林ノ越」を「滝字林之越」に改め、同表会津若松市の部第二方面民生委員協議会の区域の項中「室町」を「宝町」に改め、同部第四方面民生委員協議会の区域の項中「養蚕町」を「蚕養町」に改め、同表南相馬市の部原町方面民生委員協議会の区域の項中「原町区小川町」を「原町区東町、原町区小川町、原町区上洪佐」に、「原町区本陣町」を「原町区本陣前」に、「原町区上太田字陣ヶ崎」を「原町区陣ヶ崎」に改め、同部太田方面民生委員協議会の区域の項中「（原町方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）」を削る。

（社会福祉課）